

■ 第一種・第二種衛生管理者免許試験対策講習

労働安全衛生法では、常時使用する労働者が 50 人以上の工業的業種では第一種衛生管理者を、非工業的業種では第二種衛生管理者を事業場ごとに選任するよう義務付けております。(労働安全衛生法第 12 条第 1 項、施行令第 4 条及び則第 7 条第 1 項 3 号のイロ及び 4 号)

衛生管理者は、免許を有する者のうちから選任することとされていますが、本講習は第一種若しくは第二種衛生管理者免許試験を受験される方を対象に合格に必要な知識を効率よく習得していただくことを目的として、過去における出題傾向を精査した上での絞った講義を行います。

